

池袋中学校 部活動ガイドライン

1 【部活動の考え方】

- ①部活動は、心身の健全な発達、礼儀作法など、人格の向上に努めることを目的とする。そのため、単に技術のみを伝達する指導や、一部の生徒を対象とする選手養成、また勝利至上主義にならないように配慮する。
- ②生徒に日頃の活動成果を発揮できる場を与える。そのため、文化系部活動は学習発表会等で発表できる。運動系部活は大会等に出場できる。
- ③部の活動方針及び活動内容は、学校の状況に応じ、顧問が決定する。部員は部の方針に従い、部活動規約等の細則を遵守することを条件に入部を許可される。

2 【部設立の基本条件】

- ①本校教員による顧問と、部員が原則5人以上集まり、且つ活動の施設・場所があれば成立する。
- ②部員が5人未満の場合、部活動新設の場合は、顧問会で成立の可否を検討し、校長が決定する。
- ③活動は、1週間に1回以上行う。
- ④部活動は、1年ごとに顧問会において、その成立が検討される。その際、原則として、前年度の部が継続される。
- ⑤部活動の存続は、3月31日までを原則とし、1年ごとに設置を検討する。

3 【顧問及び外部指導員】

- ①顧問は、活動日には昼休みまでに部活動ホワイトボードに連絡内容を記入するか、部長に記入を指示する。活動終了後、顧問はホワイトボードを消す。
- ②顧問は、原則として活動場所につき、指導に当たる。
- ③顧問が学校にいない場合、生徒だけでは活動できない。ただし、代理顧問がついた場合は活動できる。
- ④外部指導員を必要とする場合は、校長が認めた者を外部指導員とする。

4 【部長】

- ①部長は、その日の活動場所、活動の有無を昼休み終了時まで、部活動ホワイトボードに記入する。
- ②部長は、活動終了後、後始末その他の戸締まり等に責任をもち、部員に徹底させる。

5 【学校行事・テスト】

- ①部活動と学校行事が重なった場合は、後者を優先させる。ただし、公式の大会出場等の際は、必要最小限の人数にとどめて参加を認める。
- ②定期考査等の前1週間は、活動を停止する。ただし、公式の大会出場等の直前は、特別練習を認める。その際、朝会でその旨を連絡する。同時に保護者へ活動の通知をする。

6 【更衣・用具保管】

- ①原則として1階更衣室を使用する。
- ②更衣後の個人の荷物は全て活動場所に持っていく。更衣室等に置いておかない。

7 【長期休業中の活動】

- ①長期休業中の活動日は、顧問及び代表生徒が、開始と終了時間を日直の先生に連絡する。
- ②登下校の際は、標準服か学校指定のジャージ又は練習着を着用してくること。私服では登校しない。

8 【退部・廃部・活動停止】

- ①次のような場合は、退部・活動停止となることがある。
 - ・学校生活のきまりを守れなかった場合
 - ・著しく学力が低下した場合
 - ・無断欠席が多い場合
 - ・集団生活を著しく乱すような行動をとった場合
- ②廃部に関する手続きについては、年度当初の顧問会で検討し、校長が決定する。
- ③退部する場合は、保護者の承諾を得て、理由書を添えて顧問に申し出る。顧問は、その旨を、学級担任に報告する。

9【活動日及び活動時間】

- ①活動日は年度当初の顧問会によって決定する。
- ②年間を通して 18:00終了 18:15完全下校
但し、大会、発表等のある部活は顧問が朝会等で了解を得て30分の延長を認める。
- ③部員は活動終了後、速やかに帰宅するように指導する。
- ④職員会議、研修会の時は、16:00再登校とする。
再登校の時間までは、校舎、校地内に入らない。
- ⑤教育相談期間中や変則時程の日の開始時間は、その都度確認し指示をする。
- ⑥給食のない日の部活動では、弁当を持参しても良い。ただし、登校途中で買って来てはいけない。
- ⑦活動時間を厳守し、部員の下校については、顧問立ち合いのうえ全員下校とする。
- ⑧朝練習の時間は、7:30以降8:10までとし、朝礼、学活に遅れないようにする。

10【部費】

- ①部費は公費を部員数に応じ比例配分する。公費の範囲で不足する部については活動費を徴収できる。その他、各部によりユニフォーム、対外試合交通費を徴収できる。
- ②年度末には、各部員に対して収支報告を出す。必ず、保護者を監査役とする。

11【転部】

- ① 本人、保護者、転部先の顧問、学級担任と緊密に連絡をとり、教育的配慮で処理する。

12【服装・持ち物】

- ①各自カバンや荷物を活動場所へ持って行く。
- ②運動部に参加する場合について、練習や試合の活動中の服装は、各部の認める練習着やユニフォームでよい。しかし、登下校時や校外遠征移動時には、学校で定める体育着かジャージを着用する。その際、冬季の防寒着に関しては、各部の認めるもので可とする。
- ③ 不要物の持ち込みは禁止する。

13【対外試合】

- ①引率は必ず顧問である学校の教員が行う。
- ②対外試合は、同じ部活動の生徒と保護者のみ応援に行くことができる。
- ③試合（大会）の行き帰りは、本校の生徒としての自覚をもって行動する。
寄り道、買い食い等を禁止する。
- ④試合（大会）では、顧問、引率の先生や他校の生徒、会場などに迷惑をかけるような行為を絶対にしないこと。
- ⑤豊島区中体連の申し合わせにより、部員以外の生徒の応援、見学はできない。

14【活動場所】

- ①活動が終了したら、活動場所の後片付け・整備を必ず行う。体育館はモップをかけ、校庭はレーキを使って整地する。

15【安全管理】

- ①顧問は活動中の安全管理に十分に留意し、危険の予測される場合は直ちに活動を中止する。
- ②災害などでの危機回避については、通常の避難安全確保規定に準じて迅速に行い、学校・家庭への連絡を適切に行う。
- ③熱中症予防や光化学スモッグ発生時の対応については、環境測定機器や配信情報に留意し、危険回避に努める。

本年度開設部活動

ソフトテニス部	卓球部
サッカー部	バレーボール部
野球部	技術部
バドミントン部	美術部
バスケットボール部	吹奏楽部